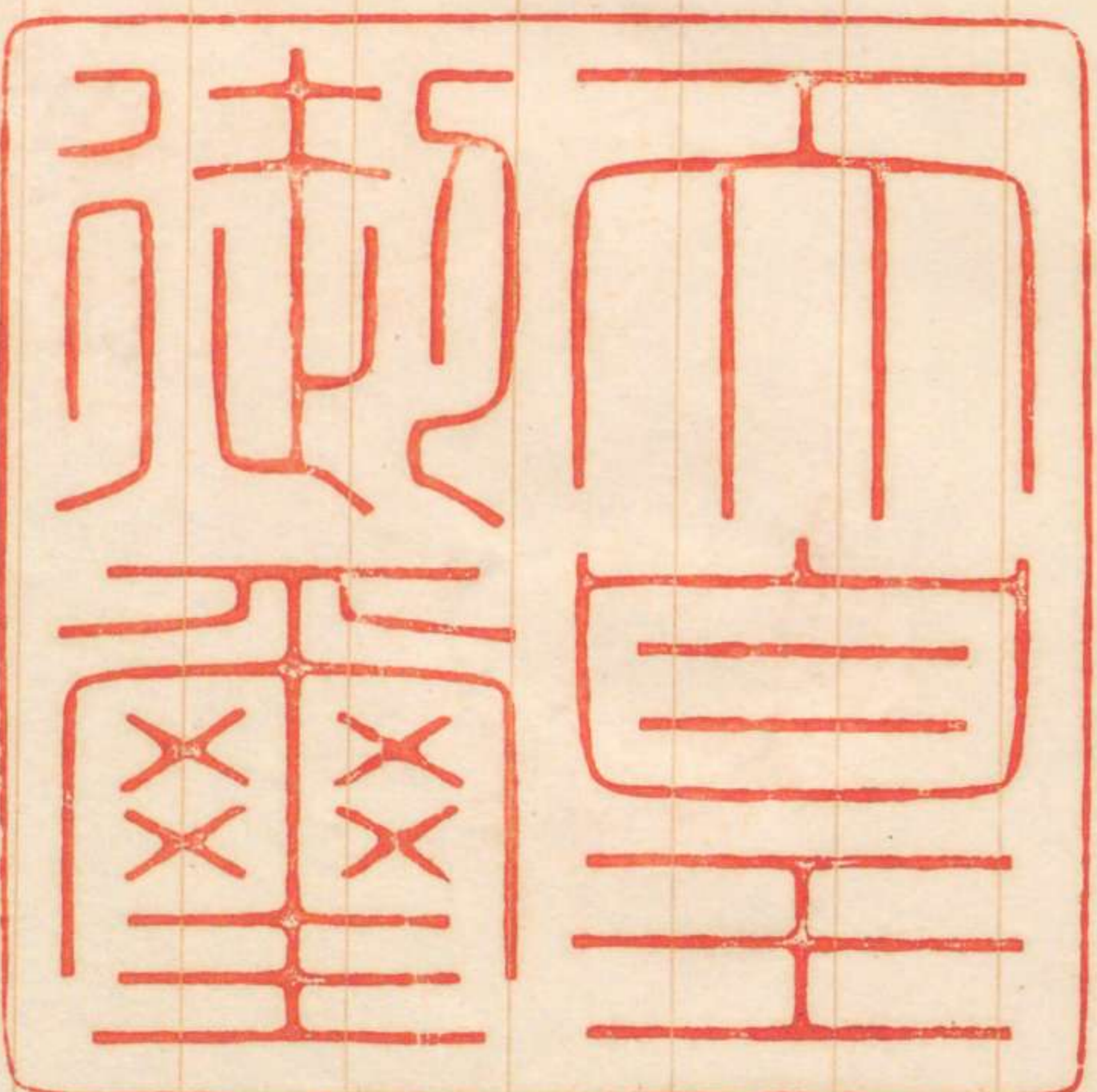


法律第四十九号



朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル古社寺保存
法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

睦仁



白

局

明治三十年六月五日

内閣總理大臣伯爵松方正義
内務大臣伯爵樺山資紀

法律第四十九號

古社寺保存法

第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シテ内務大臣之ヲ定

ム

第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理
ハ地方長官之ヲ指揮監督ス

第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ
特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナ
ルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ
内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ
國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ
得

内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタ

ル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第五條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ
處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ
内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ
展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ

府縣郷社ニ在テハ社掌以下之ニ村社以テハ宮司ニ

職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ屬ス
ルモノトス但シ内務大臣ノ許可ヲ經
テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得

第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官
立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳ス
ルノ義務アルモノトス但シ祭典法用
ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ命ニ對シテハ訴願ヲ為スコト
ヲ得

第八條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル
社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ
國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス
第九條 神職住職其ノ他ノ監守者ニシ

テ内務

セサル

強要ス

違背シ國寶ヲ出陳
大臣ハ其ノ出陳ヲ

第十條 社寺ノ下付シタル保存金ハ地

方長官之官理ス

保存金ハ算額ヲ以テ之ヲ下付ス但

シ精算ノ剩餘アルトキハ内務大臣

ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得

第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ
之ヲ差押フルコトヲ得ス

第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官
立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳ス
ルノ義務アルモノトス但シ祭典法用
ニ必要ナルノハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ命ニシテハ訴願ヲ為スコト
ヲ得

第八條 前條 依リ國寶ヲ出陳シタル
社寺ニハ命 定メタル標準ニ從ヒ
國庫ヨリ 支給スルモノトス
第九條 神 他ノ監守者ニシ

テ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳
セサルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ
強要スルコトヲ得

第十條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地
方長官之ヲ管理ス
保存金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ下付ス但
シ精算ノ上剩餘アルトキハ内務大臣
ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得
第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ
之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十二條 第十條及第十一條ノ保存金
ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス

第十三條 監守者其ノ監守スル所ノ國
寶ヲ竊取シ、毀棄シ、隱匿シ若ハ他ノ物
件ト變換シ又ハ第五條ノ規定ニ違背
シタルトキハ二年以上五年以下ノ重
禁錮ニ處ス

第五條ノ物件ナルコトヲ知リテ之ヲ
讓受ケ、借受ケ、擔保ニ取り、寄藏シ若ハ
其ノ牙保ヲ為シタル者ハ六月以上三

年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十
圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十四條 監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡
失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上
五百圓以下ノ過料ニ處ス
過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ
科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗
告ヲ為スコトヲ得

過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス
其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編

ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル
檢事ノ命令ハ執行文ノ效力ヲ有ス
第十五條 第七條ニ依リ出陳シタル國
寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡
失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令
ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損
害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價
額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコト
ヲ得ス

第十六條 本法ニ定メタル保存金及補

給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額
ハ一箇年拾五萬圓乃至貳拾萬圓トス

附則

第十七條 本法施行前社寺ニ下付シタ
ル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十條乃
至第十二條ヲ適用スルコトヲ得

第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社
寺ニ屬セサルモノト雖所有者ノ請求
アルトキハ第七條第一項ニ掲ケタル
博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ

補給金ヲ支給スルコトヲ得

第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ

屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スル

コトヲ得

第二十條 本法施行法必要ナル規程ハ

命令ヲ以テ之ヲ定ム